

平成21年第12回教育委員会記録

平成21年7月8日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成21年7月8日(水) 午後2時00分～午後2時47分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄
教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 森 仁司
庶務課長 徳 嵩 淳一 教育人事企画長 佐藤 浩
教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井 鉄也 学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗
学務課長 加藤 貴幸 社会教育課長 森田 師郎
済美教育一長 小澄 龍太郎 済美教育一長 坂田 篤
済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広
事務局職員 庶務係長 日下部 仁 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 13名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 平成20年度区立学校第三者診断試行結果について
- (2) 平成20年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査：結果速報
- (3) 小・中学校への学校司書の配置について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
報告事項	
（1）平成20年度区立学校第三者診断試行結果について・・・・・・・・	3
（2）平成20年度東京都児童・生徒の学力向上を図るため の調査：結果速報・・・・・・・・・・・・・・・・	6
（3）小・中学校への学校司書の配置について・・・・・・・・	7

委員長 ただいまから平成21年第12回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、報告が3件となっております。

それでは、日程第1、報告事項の聴取に入ります。

「平成20年度区立学校第三者診断試行結果について」、「平成20年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査：結果速報」、「小・中学校への学校司書の配置について」、以上の3件の報告を一括して、済美教育センター副所長から説明をお願いいたします。

済美教育センター副所長 私から、まず、第三者診断の試行結果について、ご報告を申し上げますと存じます。

その前に、資料のご訂正をお願いします。大変申し訳ございません。1ページめくっていただいて、4番、「試行の総括と今後のスケジュール」の中の「(1) 試行の総括」の一番下の丸に、「コミュニティースクールにおける学校運営連絡協議会」とございますが、これは「学校運営協議会」の間違いでございます。「連絡」の2文字を削除していただければと思います。同様に、「(2) 今後のスケジュール」の上から3行目にも同じ文言がございます。そちらも「連絡」の2文字を削除していただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

それでは、私から、「平成20年度区立学校第三者診断試行結果について」のご報告を申し上げます。

第三者診断につきましては、学校評価の一環としまして、平成18年度から試行的に取り組んでいるものでございます。この取り組みは、全国的にも事例が非常に少ないということから、これまで3カ年に亘って、より効果的かつ適切な診断が行えるよう、診断項目の設定や診断資料、診断方法のあり方など、手法の改善を試みてまいりました。

はじめに、第三者診断の位置づけについてご説明を申し上げたいと存じます。お手元の資料の最後に添えられております概念図をご覧くださいませでしょうか。

第三者診断は、学校による自己評価と学校関係者評価とともに、PDCAのマネジメントサイクルを適切に機能させることや、区民への説明責任をしっかりと果たすことなどを目的とした学校評価の一環として、実施をされるものです。自己評価につきましては、概ね年に1回程度、自校の学校運営について、教職員自らが評価するものであり、保護者や児童・生徒のアンケートも参考にして評価をしております。

自己評価の結果につきましては、学校教育法施行規則によって、結果の公表及び教育委員会への報告が義務づけられております。

学校関係者評価とは、保護者や地域住民、青少年育成諸団体等の学校に関わりのある方々が、

組織的に学校の自己評価の結果について評価をするものであって、学校と地域、保護者をつなぐコミュニケーションツールとして機能させることが求められております。

そして、第三者診断でございますが、学識経験者や経営の専門家など、学校や教育委員会に直接関わりのない診断員が、学校から提供された様々な資料を分析したり、また、学校訪問をしたりしながら、客観的かつ専門的に学校を診断するものでございます。その際、学校の自己評価や関係者評価の結果についても、分析の対象となるものでございます。

それでは、本書に戻らせていただきます。1 ページ目をお開きください。第三者診断試行の目的は、ただいまご説明いたしましたとおり、第三者診断を適切かつ効果的に実施するための手法を開発することでございます。このことを視点に、平成20年度の試行の概要をご説明申し上げたいと存じます。

まず、診断項目でございますが、別添資料、1 枚お開きいただければと存じます。診断項目の別添資料がございます。17項目、示しております。この別添資料のとおり、学校教育全般を17項目に分類して設定をしております。

また、診断資料、診断方法、こちらにつきましては、学校経営計画や学校の自己評価結果、学力や体力調査結果や学校だよりなど、多様な資料を収集、分析するとともに、診断員が直接学校を訪問して授業観察をしたり、校長、職員、保護者等へインタビューをしたりして、実態を把握いたしました。診断の実施者につきましては、教育委員会や学校と直接関わりの持たない者が、客観的に診断することが必要なことから、全体のマネジメントを「監査法人トーマツ」に委託をいたしました。

また、診断員につきましては、別紙、これも1 枚お開きいただければと存じます。こちらに17名の診断員の名前が列挙されておりますが、学識経験者を中心にして、この17名を教育委員会が任命をいたしました。

本書にお戻りください。次に試行の結果、すなわち手法の妥当性について、ご報告を申し上げたいと存じます。3年間の試行期では、様々な手法を検証してまいりましたが、その成果と課題について、表のようにまとめさせていただいております。まず、診断項目でございますが、学校運営全般について項目を立て、すなわち、カテゴライズの方法ですけれども、先にご説明しました17の小項目に分類整理することが妥当であるとの結論に達しました。

今後、校長の経営戦略や特色ある教育活動等、重点項目を設定して診断を行う必要性もあると認識をしております。

次に、診断資料、診断方法ですが、先に述べました多面的な資料の収集、分析、また、学校訪問などによって、妥当性の高い診断ができたことから、手法は適正であるとの結論に達しており

ます。

済美教育センターと「監査法人トーマツ」とで共同開発をいたしました診断シートがございますが、これをより一層改善し、学校の負担感を軽減していきたいと考えております。

1ページおめくりいただいて、診断結果を受けた経営改善でございますが、これが第三者診断で最も重要とされる点でございます。診断結果を受けて、いかに学校が経営改善に取り組むかというところでございます。

この点につきましては、1枚おめくりいただければと存じますが、参考資料を添付させていただきました。それぞれの学校、特に診断で評価を受けた点、課題を指摘された点、そして、その評価・課題を受けて、21年度の経営計画へ反映された点、または、取り組みの改善が見られた点を一覽とさせていただきます。

診断結果は、診断により、このような形にまとめさせていただいておりますが、本書は一部を抜粋したものでございますので、診断を受けたすべての学校において、結果を受けた改善への取り組みが進められていると私どもは理解しております。

本書に戻らせていただきます。他にも、診断結果の公表、もしくは診断結果を受けた教育委員会の支援、そして教育委員会の施策の検証、学校評価システムの構築の面について、様々な部分で検討しなければならない課題は幾つかございますけれども、手法の妥当性は、一定程度検証できたものであると考えております。

最後に、「試行の総括と今後のスケジュール」をご説明申し上げます。これまでご説明してきたとおり、第三者診断は学校の行う自己評価や学校関係者評価の客観性や透明性を高めることができ、加えて、専門家による診断によって、学校の経営改善を専門的な視点から行うことができるというような成果を上げることができました。

このことから、今年度行いました手法についても、昨年度取り組みました手法についても、一定の妥当性を検証することができたと考えます。

今後、より一層、効果的かつ適切な診断を行うために、診断項目の重点化を検討していく必要があると考えております。

また、コミュニティースクールにおける学校運営協議会の評価と、自己評価、学校関係者評価と第三者診断との位置づけについても、議論を重ねていく必要があると認識しております。

平成18年度からこれまで、小学校12校、中学校11校の計23校で試行を重ねてまいりましたけれども、この3年間で開発された手法をもとに、残された課題を検討しつつ、本年度からは実施計画に基づいて本格実施といたしまして、概ね5年に一度は、全校が第三者診断を受けることができるよう、本事業を推進していきたいと考えております。

それでは、引き続きまして、「平成20年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査：結果速報」について、ご報告を申し上げます。

では、お手元の資料をご覧ください。本調査の目的でございますが、これは記載のとおり、児童・生徒の一人ひとりの確かな学力の定着を図るために、その実態を把握し、指導方法の改善を図ることとしております。

調査の内容につきましては、2つの領域で行われております。1つ目が、「問題解決能力等」に関する調査でございます。こちらは、すべての学校の小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施をされました。もう一つは、「基礎的・基本的な事項」に関する調査でございます。こちらは抽出で、希望校の小学校10校、中学校5校における小学校4年生、中学校1年生で実施をしたものでございます。実施校につきましては、資料をご参照いただければと存じます。

では、結果及び課題について、ご報告を申し上げたいと存じます。まず、全小・中学校の小学校5年生、中学校2年生を対象とした「問題解決能力等」の結果でございますが、表でお示ししましたとおり、すべての観点において、東京都の平均を上回り、良好な結果であったと解釈できます。しかし、ご覧いただいたとおり、小学校におきましては、意思決定する力、中学校では見通す力の平均正答率が、他の観点と比べて低い結果となりました。東京都の平均正答率も低いことから、問題の難易度が影響しているものと判断できますが、いずれにしましても、指導の工夫、改善が必要であると考えております。

次に、「基礎的・基本的な事項」に関する調査でございますが、国語、算数・数学、いずれの教科におきましても、東京都の平均正答率を上回る結果となりました。その中で、中学校数学の知識・理解については課題が見られるという結果になっております。

算数、数学は積み上げ式の教科でございますので、小学校段階からのつまずきが中学校に進学してからの理解度に大きく影響することを踏まえて、小学校段階から当該学年の内容は確実に修得をするという指導が求められていると考えます。

総括を申し上げますと、「問題解決能力等」、「基礎的・基本的な事項」、いずれも一定程度、良好な結果を得ることができました。しかし、課題として捉えることができる小学校における意思決定の力については、複数の資料から必要な情報を読み取って活用する学習、これが必要であると考えます。中学校における見通す力につきましては、仮説実験学習、問題解決学習等の自ら見通しを立てながら、課題を解決していく学習の充実を図っていかねばならないと考えます。また、中学校数学における知識・理解の領域については、中学生が自らつまずいた箇所まで立ち戻って学ぶことができる活動や、知識・理解の確実な定着を図るための反復学習を充実させていく必要があると考えております。

続きまして3点目でございますが、「小・中学校への学校司書の配置について」、ご説明を申し上げます。

学校司書の配置につきましては、5月の教育委員会でもご報告をさせていただきましたが、このたび配置校が決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

はじめに、学校図書館の充実は、本年度、教育委員会の重点事業の一つでございます。学校司書の配置につきましては、子どもたちに読書の楽しさを味わわせて、生涯にわたって図書館を主体的に活用できる力を育み、論理的思考力や想像力、言語力を高めることを目的に、学校図書館を学習情報センター、読書センターとしての機能を高めていくための一つの取り組みとして行うものでございます。

配置された学校司書は、司書教諭や図書館ボランティア等との協働によって、学校図書館の常時開館や蔵書管理、環境整備等を進めるとともに、調べ学習など、教科指導の充実を図ってまいりたいと思っております。

今年度は、11名の司書を分区1名の割合で各学校に配置をいたします。配置校につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

今後の進め方でございますが、現在、教育人事企画課と済美教育センターの共同で採用面接を行っているところでございます。7月27日に採用決定及び各校への配置が行われる予定となっております。なお、9月の2学期が始まる前に、再度、実践的な力量を身につけていただくための研修、この学校司書を対象とした研修でございますが、これを実施してまいりたいと考えております。

以上、ご報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま、3件一括してご説明いただきましたが、ご質問、ご意見については、1つずつ区切っていきたいと思います。

はじめに、「平成20年度区立学校第三者診断試行結果について」、ご質問、ご意見がございましたでしょうか。

宮坂委員 よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

宮坂委員 この診断委員というのは、ここに出ていますけれども、これはどういう基準で、どこで決めているのでしょうか。

済美教育センター副所長 これは、私どもが、様々なところからご助言をいただきながら、第三者診断のシステムをご理解いただいている方、もしくは学校教育に精通していらっしゃる方、そして、学校教育の幅広い課題を把握していらっしゃる方ということで、私ども済美教育センター

で選任をさせていただいたものでございます。

宮坂委員 中を見ますと、広島県とか、豊中市とか、こういうところがあるんですけども、こういう方は、作業に支障を来さないんですね。

済美教育センター副所長 1回1回、ご出張をお願いして、こちらでご活動していただきましたけれども、このような地方の方々には、ご紹介というような形で任命をさせていただいたという経緯もございます。

安本委員 よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

安本委員 この診断というのは、どのくらいの期間に亘って、何人ずつぐらい、どういうふうに配置されて、どのくらいの時間、学校にいらして、ご覧になったのか、大体のところを教えてくださいいただけますか。

済美教育センター副所長 おおよそ、2日から2日半ですが、3名から4名の診断員が学校を訪問させていただいております。

先ほどもお話ししましたように、授業を参観させていただいたり、その間にインタビューをさせていただいたりというような形をとっております。

安本委員 といたしますと、大体、1回あたり、1つの学校に、2、3日でしょうか。

済美教育センター副所長 そういうことになります。実際にご訪問するのは、2、3日という形ですが、資料を分析するのは相当数の時間をかけております。

安本委員 見学に行くのは2、3日で、その3、4人の方は、いつも同じ方ですか。

済美教育センター副所長 同一メンバーです。

安本委員 同一メンバーが、例えば、杉一小なら、この方とこの方と。

済美教育センター副所長 そういうことでございます。

安本委員 それは、年に1回だけ。

済美教育センター副所長 1回でございますけれども、事前の訪問をさせていただいて、十分に学校の課題を把握させていただく。それは、診断員、全員で行くのではなくて、代表者1名、チーフが行くような形をとっております。

それと、診断後にもしっかりとご説明を申し上げるために、診断後の訪問もチーフが行っているところはございます。

安本委員 この、出てきている内容がありますよね。概要でいただいていますけれども、もっと細かいのがあるんだと思うんですが、これはもう現時点では、その学校関係者とか、そちらのほうでは、見ることができるようにはなっているんですか。

済美教育センター副所長 一つの報告書という形で、学校ごと、それぞれの観点に応じて文章表記をしたものがございます。20ページ相当になるものですが、それは、それぞれの学校に渡っております。

安本委員 それは、その学校でそれをどう使うのかはその学校のお考えということ。

済美教育センター副所長 そういうことです。

安本委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 他にございますか。

大橋委員 今の安本委員の話にちょっとつながるんですけども、学校側がその診断結果を受けて、そういう意味では経営の改善とかに、実際つながった事例とか、そういったものは見えることがあるのかということ、もう1点、21年度から本格実施という話になっているとお聞きしましたが、どの程度の規模でというか、何校ぐらいつつで進めていくという状態で、今、考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

済美教育センター副所長 経営への反映というところでは、先ほども事例をご説明申し上げましたが、3ページばかりおめくりいただきますと、診断結果の概要（例）を挙げさせていただきます。

例えば、杉並第四小学校では、特別支援教育のことについて、課題が指摘されておりますけれども、委員会を設置して、しっかりとコーディネーターを中心に、組織的な連絡・報告・相談体制を整備するというような形で、経営計画に反映されているというような事例がございます。

他にも、この第三者診断の結果を受けて、特に課題を指摘された点については、経営計画への反映、教育課程、もしくは取り組みの具体的な改善というような形で、生かされていると理解しております。

また、今年度の実施につきましては、13校を予定しているところでございます。将来的には、5年に一度という割合でこの診断を受けることができるといふように、計画的に実施していきたいと考えているところです。

大橋委員 もう一つ、よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

大橋委員 この診断項目は、こちらのほうで決めておいてから委員にお願いするのか、あるいは何を診断するかという項目自体も、委員同士で議論みたいなのはあるのでしょうか。

済美教育センター副所長 この診断項目につきましては、済美教育センターで監査法人トーマツとともに共同開発をした項目、カテゴリーでございます。ですから、事前にこれをお示しして、診断員にこの観点で診断していただくというスタイルをとっております。

委員長 この2ページ目の「試行の総括と今後のスケジュール」のところで、今後、重点化をしていきたいと書いてありますが、現在、17項目あるわけですね。

済美教育センター副所長 はい。

委員長 それは、17項目を減らすということですか。それとも、17項目の中で軽重をつけるということですか。

済美教育センター副所長 後者でございます。17項目の中で、軽重をつけて、特にこの部分については診断をしていただきたいという、校長先生のご意向等を受けさせていただきたいと思っております。

委員長 わかりました。それから、もう一つは、5ページ目になりますか、診断の結果概要（例）があります。これは、全体の詳しいものを読ませていただかないとよくわからないと思えますけれども、小学校の部分については、杉一小から富士見丘小まで別にそんなに深刻ではないと。これは、やれば比較的早く解決すると思えます。よくなると思えますが。

中学校については、高円寺中学校から向陽中学校まで、これは割合、全部、深刻だと思えますね。これは、そう簡単には片づかないんじゃないでしょうか。

済美教育センター副所長 やはり継続的に、私ども済美教育センターを中心とした支援が必要になってくると思っております。

特に、授業内容等のことにつきましては、指導教授制の活用、もしくは指導主事の訪問による指導助言、または、他課との連携によるハードウェア等の整備につきましても、やはり教育委員会全体としてこの結果を視野に入れながら、継続的にご支援を申し上げていく必要があると考えております。

委員長 私の印象ですけれども、ここに書いてあることからすると、長年に亘って、こういうことが続いてきたんじゃないかなと思うんですけれどもね。だから、そう簡単には直らないんじゃないかという印象を持ちました。

済美教育センター副所長 校長先生方が、やはりこういうような形で具体的にご指摘を受けるといことで、やはり経営戦略を練っていただくというところが、非常に私どもにとってみたら、これを効果的に活用していただいているところではないかと思っております。

委員長 他に、何かございますでしょうか。

宮坂委員 診断項目の内容については、各学校の希望というものは大幅に入れるんですか、それとも参考までにして、大体、こういった内容のものをやりますよということを相手に通知するんですか。

学校の希望を、事前に、かなり大幅に入れるんでしょうか。

済美教育センター副所長 今年度は、重点化を試みていきたいと思っておりますが、その際に、学校の希望については、やはり十分把握させていただいて、反映させていただければと思っております。

従前は、この17項目を均一化して診断をしてきたというような形がございます。

安本委員 よろしいですか。

委員長 はい。

安本委員 学校運営協議会との関係というのは、すごく大事だと思うんですね。それで、最初に総括のところにも書いてありますけれども、ここのところをはっきりさせないと、学校運営協議会自体の診断というか見方と、これがあまりに違ってくるとか、いろいろな問題が出てくると思うので、これからどんどんコミュニティースクールになっていく、学校運営協議会ができていくということを考えますと、ここのところをはっきりしないと、運営協議会自体も迷ってしまうと思うんですけれども、いかがでしょうか。

済美教育センター副所長 学校運営協議会、ご指摘のとおり、この位置づけについては、十分検討していかなければいけないと思っています。

まだ、文部科学省のほうでは、この学校運営協議会の評価というものは、あまり想定していなかったというところがございます。今、我々のほうで協議をしているのは、この学校運営協議会の評価が、自己評価に該当するのか、それとも関係者評価に該当するのかというところから整理を進めて、それを補完していく意味で、第三者診断を使っていくというような位置づけを構想しているところでございます。

いずれにしましても、十分協議をしていかなければならないと考えています。

安本委員 よろしく願いいたします。

委員長 それでは、この項はよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、その次の「平成20年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査：結果速報」について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

大橋委員 よろしいでしょうか。

委員長 はい。

大橋委員 今回の結果に伴って、これまでとは大きく変化した部分、そういうところがありましたら教えていただきたいと思います。

済美教育センター副所長 実は、調査の難易度、もしくは対象者が異なるものなので、経年での変化というものを単純に調査分析することは非常に難しいということがございます。

ただ、全体的な傾向を見ますと、中学校の見通す力につきましては、平成19年度の調査結果におきましても、若干課題があるという結果が出ておりますので、やはりこれは改善を試みなければならぬ部分であると認識します。

安本委員 問題解決能力の問題なんですけれども、去年も、私、多分、ご質問申し上げたと。その時に伺ったんですが、これによって意思を決定する力とか見通す力というものを見るという、去年伺ったときは、ちょっと設問に問題があるようなお話もあったし、それを記憶しているんですけれども、今年はどうな感じの問題でしたか。

済美教育センター副所長 例えば、小学校の意思決定をする力という問題については、一つの事例で、子どもが留守番を頼まれている。それで、お母さんから次のことを頼まれていますということで3点、そこで一つの条件がございました。それで、自分は、この3点のことをやりたいという条件が、6個条件があると。その中で適切にこの条件に合う予定表はどれですかというような問題です。予定表の事例が4つありまして、その中でこの6つの条件に合う予定表というのはどれでしょうかという問題で、意思決定をする力を測っているというような傾向はございます。

ただ、これはおっしゃるとおり、意思決定する力のすべてを測れるものではございませんので、より一層、多面的に問題というのは設定していかなければいけない。区の学力調査でも、補完できるものであると考えています。

安本委員 毎年、やっぱりそういう感想になると思うんですね、そういう問題は。

今、にわかに意思を決定するといったら、じゃ、自分がやりたいことをやるのが一番いいのかとか、いろいろそういうことから出てきちゃうと思うんですけれども、例えば、東京都にそういう内容を、これはこういうことじゃないのかとか、こういう問題のほうがよろしくはないかとかいうお話はできるんですか。そういうのは、ないんですか。

済美教育センター副所長 もちろん、その意見を述べていくというようなことは、指導者連絡会等で可能でございます。ただ、この問題解決能力につきましては、全国で、まだ開発の途中というところもございます。様々な部分で開発をしている。それで、先ほどもお話し申し上げましたように、これがすべて問題解決を図る力ですよというようなものは、まだでき上がっておりません。

まだまだ試行錯誤の段階であると考えておりますけれども、1点は、やはり問題解決を図る力のある側面は測ることができるのではないかと考えております。

安本委員 つまり、ある程度はということですね。

済美教育センター副所長 ある側面ということですね。

宮坂委員 結果を見ますと、みんな東京都の平均より、杉並区は上回っているようで非常に結構

だと思いますが、杉並区の内部では、学校差あるいは地域差、具体的にでなくても結構なんですが、やっぱり見られますか。

済美教育センター副所長 それは、地域差という言葉が適切かどうかわかりませんが、学校の差はございます。

委員長 他にございますか。

大橋委員 よろしいでしょうか。先ほどの第三者評価もそうなんですけれども、ある意味では結果を指標にするものであって、これを出てくる課題というのは、本当の意味で取り組んだほうがいいものと判断できるんですけれども、その課題、今回出たものに関して、学校外の指導、もしくは改善点に関してのミーティングといったら違うかもしれませんけれども、何か動きとしてはあるんでしょうか。

済美教育センター副所長 やはり、常々、私どもは指導法の改善というところは働きかけているところでございます。特に学校ごとでの、先ほどご指摘いただいたような傾向もございますので、それも把握しつつ、これも先ほどご説明しましたが、指導教授制、今年度、拡充しておりますけれども、指導教授の学校派遣を使って、そこのご指導を申し上げる。もしくは、指導主事の指導訪問によって、個別具体的な形でご指導申し上げるというような形で対応してまいりたいと考えております。

宮坂委員 学校ごとの成績というのは、当然、学校には知らせているわけですね。

済美教育センター副所長 もちろん、当然でございます。

安本委員 基礎的・基本的な事項というのは、要するに算数であったり国語であったり、その問題とか、例えば、計算とか漢字とかそういうことだと思うので、点数で出たということは、例えばここが弱いんだとか、ここが強いんだとか、そういうことはわかっているんだとかということがわかると思うんですが、どうしても、この問題解決能力というのは、点数でつけることはできないし、その東京都の平均がどうか、そういうことも私はあまり関係ないと思うんですね。その内容を見て、ああ、こういうふうを考えるんだということを、子どもがそういうことを考えるんだということを注視していただきたいところだと思います。

それは、点数で表すことのできない部分というのがわかると思うんですね。だから、そういうところを見ていただきたくて、例えば、東京都はこうだった、杉並区こうだったとかということだけではなくて、そういう部分も、せっかくやったんですから、使わなければ損だと思うので、そういうところも十分に配慮していただけたらなというふうに思いますけれども。

済美教育センター副所長 ありがとうございます。やはり、東京都と比較をするということは、全く意味のないことではないとは思いますが、ほとんど、この目的から照らし合わせます

と必要のないことをごさいますて、私のほうとしましても、この課題、見通す力というもの、意思決定する力というものを、どのように子どもたちに育てていくかというようなところは、やはり重点的に考えていきたい。

先ほどお話ししたように、点数がつかないというような部分もあるんですけども、国際学力調査、PISA型の調査等は、この問題解決能力を主に測っているものでございます。やはり、そういうものを参考にしながら、より精度の高い問題を開発していく必要もあるのではないかなとは考えております。

安本委員 よろしくお願ひいたします。

委員長 今、お話がありましたように、東京都の比較というのはあまり意味がないと思いますね。ただ、もう地域もいろいろなところがありますから、だから、杉並区が良好であっても、特にびっくりするようなことでも、自慢することでもない。

済美教育センター副所長 はい。

委員長 表としてお作りになることは、一向に構いませんけれど。

それから、私がちょっと不思議に思ったのは、結果の「基礎的・基本的な事項」のところ。中学校1年生について、算数、数学というのは積み上げになっているので、ここで中学1年生になって表れているということでしたが、小学校4年生のところを見ると決して悪くないんですね。それは、問題のいろいろなこともあるでしょう。で、これが5年生と6年生でどんと悪くなって、覚えられなくなって、中学校に入って出ているのかどうかよくわかりませんが、このあたりの矛盾は何ですか。

済美教育センター副所長 これは、東京都の学力調査ではなかなか把握し切れない部分もございまして、区の学力調査と照らしてお答え申し上げますと、やはり中学校に進学するにしたがって、もしくは学習経験を積むにしたがって、算数、数学については、標準偏差、すなわちばらつきが広がってくるという傾向はございます。

やはり二極化まではいかなくても、どうしても基礎的・基本的な事項の修得が足りない子どもについては、中学校段階で、十分な理解を進めることができないというような状況がございまして。やはり、小学校段階でも、しっかりとした学習活動が求められているのではないかと考えております。

委員長 でも、これからしますと、4年生の時はまあまあなんだから、5、6年生ぐらいのところでは何かないと矛盾が出てくるということですね、これからすれば。4年生は悪くないんでしょう、これ。82.5%なんていうのは、かなりいいんじゃないですか。

済美教育センター副所長 他の学年と比較をすることができませんので、これは問題の難易度等

の課題がございます。ただ、一般的に申し上げますと、どうしても小学校3年生程度、これは具体から抽象へというふうな言葉で置きかえられるんですけども、その算数での修得が課題になっている。俗に9歳の壁というふうに言われるものですが、そこでは、やはり十分な手立てが必要なのではないかなとは考えております。

委員長 はい、わかりました。これは、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、この件を終わらしまして、その次の「小・中学校への学校司書の配置について」、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

安本委員 よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

安本委員 小学校の6分区、和泉小、新泉小、そして和泉中が入っているんですが、これは3校でお1人ということですか。

済美教育センター副所長 こちらにつきましては、特色ある教育活動のプレゼンテーションの時に、小中一貫教育に取り組んでいるところがございますけれども、その中で、3校合同の学校図書館の運営というようなものをご提案していらっしゃいましたので、私どもは3校で共通の1名を活用していただくというスタンスで、配置をさせていただこうと思っております。

安本委員 これは、今、11校というか11人の方をご採用になる。ちょっと私の記憶があいまいで申し訳ないんですけども、これは年度でどんどん増やしていくと。最終的には67人、ここは3校で1つとして、あと他の小中一貫も出てくるので、そこも1人かもしれないけれども、すべての学校に配置するということでしたか。

済美教育センター副所長 教育委員会としては、強くそれを押していきたいと考えております。

安本委員 そうしてください。そうでないと、ここだけいてもあまり意味がない。

それから、前もこの話のときに出たと思うんですが、例えば、分区に1人だったら回るとか、そういうことというのは、もうないことなんですか。

済美教育センター副所長 この方を一つの分区の中で巡回指導をするというような方式は、考えておりません。やはり、1校に専従していただくということが、どうしても必要になってまいります。

それで、配置されていない学校につきましては、済美教育センターに学校図書館支援担当係ができましたので、そのサポートデスクが、十分にその支援に当たりたいと思っております。

安本委員 でしたら、なおのこと、どうしても、学校に1人の司書をということ、できる限り努力をしていくという姿勢でいていただきたいと思います。それは、何年かかってしまうかと

いうことの問題にもなってくるんですけども、できる限り早い時期に。

やっぱり、1つの学校に1人で、そこだけというのは、あまりよろしくないと思うんですね。例えば、そういう言い方をしたらどうなのかわからないけれども、メインは、例えば、第1分区分は杉三小にいますけれども、図書館の整備の指導には、その司書の方が他の学校にも、例えば、杉二小か、そういうふうに行けるというか、そういうこととかあるんならいいざ知らず、フィックスしておくというのは大事なことなんです。だけれども、それだけではちょっと不公平感が免れないというか、ざっと見ても、天沼小学校とかは新しいし、それなりの設備も持っているかもしれないけれども、他のところ、特に中学校なんかは、大変貧弱だというふうに私は印象を持っていますので、できるだけ早い時期にということと、もしそれができないのであれば、夏休みの間には、他の学校へ行って、ちょっと整備はしてみるとか、システムをつくるとか、そこにいる図書館ボランティアの方のご指導をしていただくとか、何か活用していただかないと、ちょっと私は、これは不公平感というか、免れないなという気がするんですけども。

済美教育センター副所長 今、委員にご指摘いただいたような他の学校の巡回指導まではいかなくても、やはり配置校の校長先生、もしくはこの司書と連携をしまして、共通理解の上で、例えば、読み聞かせ、ブックトークの時に派遣して欲しいというようなご要望にお応えできる可能性もあると思います。

また、長期休業中に、環境整備のために指導、助言に当たらせていただくということも考えられないことではないと思っておりますので、それは十分、検討させていただきたいと思います。

安本委員 柔軟に、そういうふうに見ていかないと無駄になるというか、もったいないところも出てくると思うので、よろしくお願いいたします。

済美教育センター副所長 はい、わかりました。

安本委員 できるだけ1校に1人、なるべく早く。

済美教育センター副所長 努力をいたします。

委員長 7月中に採用、配置をして、8月に研修するということは、2学期からは、もうこの方たちはその学校にいるということですね。

済美教育センター副所長 8月中からです。8月中から、配置をいたします。

委員長 研修中も。

済美教育センター副所長 研修中も、配置をしてみたいです。

委員長 他に、何かございますか。

宮坂委員 よろしいですか。和泉小、新泉小、和泉中というような形で、ここはある意味、特殊といったら変ですけども、そういう取り組みがあるという選定基準になっていると思うんです。

が、他の学校というのは、そういう取り組みがあったりとか、それぞれ、こういうふうにやっていきたいから、うちにまず司書をというような話があったのか、それから、経営方針とかに基づく意向等を確認しているのかを、お聞きしたいと思います。

済美教育センター副所長 この配置につきましては、すべて学校経営計画を洗い出しまして、学校図書館の充実を図るといふようなところを重点に置いている学校をまず洗い出しました。その後、特色ある教育活動のプレゼンテーションの中でも、やはり学校図書館を主張されている学校、そこに絞り込む。また同時に、私ども専門家が各学校をご訪問させていただいて、図書館の状況を視察する。そして、校長先生や学校司書と面接をさせていただいた上で、配置校を決定するという手順を踏ませていただきました。

宮坂委員 基本的にはそういうことなのでしょうけれども、やっぱり学校の希望というのは強いんですか。ぜひ、うちにと。

済美教育センター副所長 ご希望が強い学校もございますけれども、まだ、その段階ではないと。

宮坂委員 優先的にするということまでは考えていないわけですね、希望が強いというだけでは。

済美教育センター副所長 ご希望だけでは、やはり、配置するということはないということころは、私ども、基本路線として持っておりました。

宮坂委員 わかりました。ありがとうございました。

大橋委員 もう1点、よろしいでしょうか。司書をその学校独自でもう配置している学校というのも、数校あると思うんですよ。各学校の取り組みとして、もしくは、教職員の方で司書がいたりとか、そういう状況もあると思うんですけれども、そういったところというのは、先の話なんで、いまお答えいただかなくても結構なんですけれども、配置されたときというのはどうなるんでしょうか。

私の知っているところでは、杉森中、杉一小は、司書の方に一応入っていただいて、現在も活動していただいている状態だと思うんですけれども。

済美教育センター副所長 今、恐らく杉森中、杉一小に関しましては、ボランティア的な扱いでお入りいただいているのではないかとこのように思っております。これが、しっかりと図書館司書と、学校司書という形で、やはり正規な形でお勤めいただくというようなスタイルになっていくのではないかと思っております。

また、司書教諭につきましても一定の基準以上の学校については配置するということになっておりますけれども、そことボランティアとの、やはり協働体制というのは必要になってくるのではないかなと思います。

大橋委員 ありがとうございました。

安本委員 今、杉一小と杉森中というのは、司書の方がボランティアなんですか。

大橋委員 そうです。ボランティアです。

安本委員 司書の資格を持ったボランティアの方と。

済美教育センター副所長 持った方がボランティアで入っていただいているというような状況です。

委員長 それでは、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、これで報告の聴取をすべて終了いたします。

それでは、本日の日程は、これで終わりです。

庶務課長、何かございますか。

庶務課長 次回の日程でございますけれども、7月22日、水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。どうぞよろしく申し上げます。

委員長 それでは、以上で本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。